平成２７年（フ）第７７２号
北海道石狩郡新篠津村第46線北18番地
債務者　大下あき子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７７号
札幌市白石区菊水１条３丁目２番８号　内田アパート101号
債務者　一條　美香
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８０号
札幌市東区北８条東13丁目５番８号　ノースエイトＫＹ101号
債務者　北村　憲一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０１号
札幌市西区八軒５条西２丁目３番23号　グレイシャス琴似301号
債務者　石川　瑞樹
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１９号
札幌市南区北ノ沢1732番地　北ノ沢病院
債務者　菊地　通恭
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２４号
札幌市北区篠路１条７丁目12番25号
債務者　小野寺　靖
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２５号
札幌市南区澄川２条２丁目７番33―402号
債務者　栗山ゆかり（旧姓岩上）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２９号
札幌市北区屯田９条８丁目４番14号
債務者　赤木　素永
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３６号
札幌市豊平区平岸３条７丁目６番５―103号
債務者　小野寺一平
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
北海道名寄市西10条南４丁目１番地２
債務者　高橋　哲也
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１０７号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1132番地13
債務者　柳澤　智子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０８号
千葉市中央区川戸町504番地７
債務者　武江ユカリ（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１４号
千葉市中央区新田町25番11号
債務者　藤岡　弘子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３３８号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番５―107号
債務者　泉名美智子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３８号
相模原市南区若松３丁目24番３号　ハイツ田村１号室
債務者　佐藤　良誠
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４４号
静岡県熱海市和田町15番13号　京王マンション305号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩163番地の２
債務者　小島　慶夫
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
静岡県富士市西船津178番地の２
債務者　中西　政利
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８１号
静岡県富士市西船津178番地の２
債務者　中西　歌子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
静岡地方裁判所富士支部